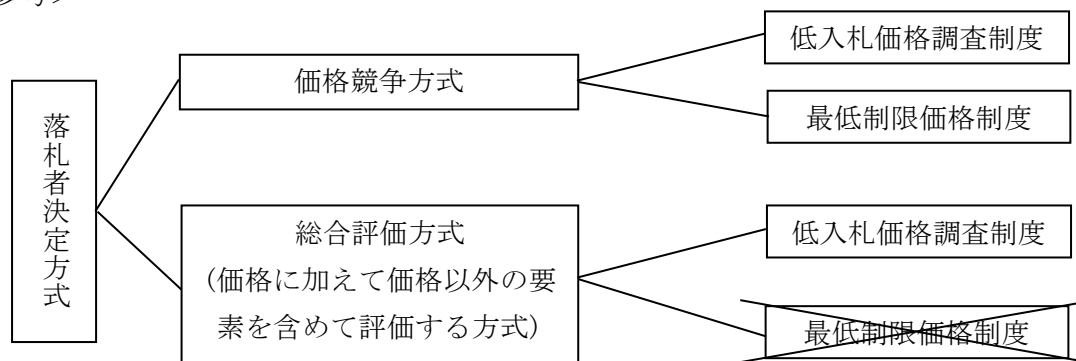


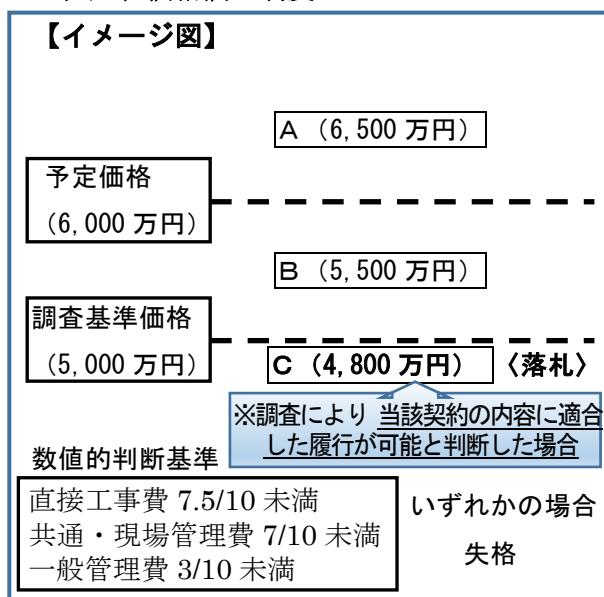
① 件名
総合評価方式による入札における低入札価格調査制度の導入について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
【背景】 低入札価格調査制度については、平成17年度まで実施していたが平成18年4月1日に廃止している。しかし、総合評価方式による入札には、地方自治法施行令上、最低制限価格を設定することができないことから、今回、新たに低入札価格調査制度を導入するもの。 【目的】 調査基準価格を下回った場合、低入札価格調査を行うことにより、工事の品質確保を図り、不良不適格業者を排除することができるため。
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
【根拠法令】 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号） 【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
平成30年10月4日 第3回石巻市入札制度検討委員会開催
⑤ 主な内容
現行の入札制度においては、最低制限価格を設定し、最低制限価格を下回った場合は失格とし、最低制限価格以上かつ予定価格の範囲内で最低価格をもって入札した者を落札者としている。 低入札価格調査制度については、最低制限価格に替わり調査基準価格を設定し、調査基準価格を下回った場合でも、当該契約の内容に適合した履行が可能であるかを調査し、可能な場合において落札者としてすることができるものである。なお、数値的判断基準を設定し、その基準に満たない価格であるときは失格とする。 また、低入札価格調査制度の導入に伴い、契約の内容に適合した履行が可能であるか、低入札調査委員会を設置し審議するものである。 【低入札価格調査制度の対象範囲】 総合評価方式の案件にのみ適用することとし、総合評価の点数が最も高い者が調査基準価格を下回った入札に対して低入札価格調査を行う。また、価格のみによる入札については、過当競争を招く恐れが高いことから適用しない。なお、総合評価方式については、平成31年度まで試行とし、実施状況を見ながら、平成32年度から本格的な導入を検討する。 ※総合評価方式（試行）の対象範囲 ・全工種Aクラス ・設計金額3,000万円（建築一式工事は5,000万円）以上 ・工事担当課長が、価格と価格以外の技術力、施工能力等を総合的に評価することが適当と認める工事
⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）
【影響・効果】 工事の品質確保を図るとともに、不良不適格業者を排除するもの。

⑦ 他自治体の政策との比較検討
<p>【県内の導入状況】</p> <p>低入札価格調査制度については、平成30年1月現在、宮城県、仙台市を含む県内36自治体のうち、15自治体が導入している。</p>
⑧ 今後の予定及び施行予定年月日
<p>平成30年10月中旬 石巻市低入札価格調査要綱及び石巻市低入札価格調査委員会設置要綱制定 (平成30年10月中旬施行予定)</p> <p>10月26日 入札公告日</p>
⑨ その他
<p>【低入札価格調査制度】</p> <p>あらかじめ設定した調査基準価格を下回る価格をもって入札した者があった場合、すぐに落札者を決定せず、低入札価格の調査を行った上で、当該契約の内容に適合した履行がなされるかどうかを決定する制度</p> <p>【最低制限価格制度】</p> <p>契約内容に適合した履行を確保するため、あらかじめ最低制限価格を設けて、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者であっても、最低制限価格を下回る場合にはこれを落札者とせず、最低制限価格以上で最低の価格をもって入札した者を落札者とする制度</p>

<参考>



○低入札価格調査制度



○最低制限価格制度

